

V 上場に伴う費用

1 新規上場時に必要となる費用

新規上場時には、新規上場料及び新株発行等に係る料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新規上場料 (注1)	300万円(税抜き)	上場日の属する月の翌月末日まで
新規上場料 (テクニカル上場の場合) (注2)	(新規上場した会社の上場日における上場時価総額－上場廃止となった会社の上場廃止前における上場時価総額)×2/10000 (上限1000万円)	上場日の属する月の翌月末日まで
新株発行等に伴う料金 (注3)	新株が発行された価格× 発行された株式数×万分の9 ＋ 既存の株式が売り出された価格× 売り出された株式数×万分の1	上場日の属する月の翌月末日まで

(注1) 他の市場と異なり、上場審査料は生じません。

(注2) 外国株券等にあつては、当取引所を主たる市場として再上場する場合に限ります。

(注3) 新規上場申請日から上場日までの間における新株発行等をいいます。

(注4) 新株予約権証券に係る料金は、新規上場料のみとします。

(注5) 算出した額について、100円未満の金額は切り捨て、算出した金額に消費税額及び地方消費税額を加算(外国会社を除く)して支払うものとし、支払いは本邦通貨によるものとします。また、料金が支払期日までに支払われない場合においては、当取引所は支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとします(以下同じ)。

(注6) 株式会社でない場合においては、株式とあるのを有価証券と読み替えるほか、適宜必要な読み替えを行うものとします。(以下同じ)

2 上場会社が支払う費用

TOKYO PRO Market 上場会社は、以下に記載する（１）年間上場料、（２）上場後の新株発行等に伴う料金、（３）会社又は事業等の取得等を目的とした新株発行等に伴う料金、が必要となります。（以下、税抜き表記とします。）

（１）年間上場料

上場後は、次の表に定める金額に、TDnet 利用料として 12 万円を加算した金額を、年間上場料としてお支払いいただくことになります。

上場時価総額	金額	支払期日
50 億円以下	48 万円	2 月末日及び 8 月末日まで (左記の金額に TDnet 利用料 を加算した金額の半額ずつ)
50 億円を超え 250 億円以下	120 万円	
250 億円を超え 500 億円以下	192 万円	
500 億円を超え 2,500 億円以下	264 万円	
2,500 億円を超え 5,000 億円以下	336 万円	
5,000 億円を超えるもの	408 万円	

（注 1）年間上場料は、支払期日の直前に到来する 12 月の売買立会の最終日における最終価格（特別気配値段を含む。該当する日に最終価格が示されていない場合には、その日前における直近の日の最終価格とします。以下同じ。）と毎年 12 月末日の上場株式数を用いて計算します。新規上場した会社の年間上場料は、上場後最初に到来する支払期日に係る年間上場料については、上場日の属する月の翌月から起算して月割り計算を行い、上場後最初に到来する 12 月の売買立会の最終日より前に到来する支払期日に係る年間上場料については、上場日における時価総額を用いて計算します。

（注 2）上場廃止については、上場会社は月割計算した額を支払えば足りません。この場合、取引所は上場廃止の決定日の属する月の初日に上場廃止されたものとみなし、当該日の属する月以降に相当する年間上場料について返戻します（当該返戻金には利息は付しません）。

（注 3）上場後、最終価格が一度も示されていない会社の年間上場料については、新株発行等の条件を勘案して当取引所が別に定めるところによります。

（注 4）上場廃止の際に支払期限の到来していない料金については、上場廃止日の前日又は当取引所が別途指定する日までに支払うものとします。（以下同じ）

(2) 上場後の新株発行等に伴う料金

上場会社による新株発行等に伴い、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新株発行等の場合	$\begin{aligned} & \text{新株が発行された価格} \times \text{発行された株式数} \times \text{万分の} 9 \\ & + \\ & \text{自己株式が処分された価格} \times \text{処分された株式数} \times \text{万分の} 1 \\ & + \\ & \text{株式が売り出された価格} \times \text{売り出された株式数} \times \text{万分の} 1 \end{aligned}$	新株が発行された月の翌月末日まで
他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合 (注1)	$\text{転換価格} \times \text{転換により発行された新株数} \times \text{万分の} 9$	1月1日から6月末日までに行われた新規発行についてはその年の8月末日まで 7月1日から12月末日までに行われた新規発行については翌年の2月末日まで
新株予約権の権利行使の結果、上場株式が新たに発行された場合	$\text{新株予約権の行使価格} \times \text{行使により発行された新株数} \times \text{万分の} 9$	

(注1) 上場廃止の際の他の種類の株式への転換が行われる株式の転換及び新株予約権の権利行使によって発行された新株に係る料金については、当取引所が指定する日までに発行された新株について料金を支払えば足ります。

(3) 会社又は事業等の取得等を目的とした新株発行等に伴う料金

上場会社が会社又は事業等の取得等を目的とする新株発行等（株式交換や合併等に伴う新株発行などが想定されます）を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
会社又は事業等の取得等を目的とした新株発行又は自己株式の交付に伴う料金	会社又は事業等の取得等を目的として発行された株式数及び交付された自己株式数の合計株式数×払込日の終値×万分の1	新株が発行又は自己株式が交付された月の翌月末日まで